

自己資本調達手段に関する契約内容の概要および詳細

【期限付劣後ローン】①発行日：平成26年3月28日

| | | |
|----|---|---|
| 1 | 発行者 | 農林中央金庫 |
| 2 | 識別のために付された番号, 記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 農林中央金庫法 |
| | 規制上の取扱い(1) | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本に係る基礎項目の額 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本に係る基礎項目の額 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者(2) | 農林中央金庫 |
| 7 | 銘柄, 名称又は種類 | 期限付劣後ローン |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3) | |
| | 連結自己資本比率 | 1,387,791百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 1,387,791百万円 |
| 9 | 額面金額(4) | 1,387,791百万円 |
| 10 | 表示される科目の区分(5) | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日(6) | 平成26年3月28日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成36年3月28日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額(7) | 平成31年3月の利息支払日 全部又は一部 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8) | 資本欠格事由及び税務事由の場合, 主務省の事前承認を得たうえで, 全部又は一部 |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9) | 平成31年9月以降の利息支払日 全部又は一部 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別(10) | 変動 |
| 18 | 配当率又は利率(11) | 6M 円Libor+5.00% |
| 19 | 配当等停止条項の有無(12) | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13) | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |

| | | |
|----|---|---|
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | あり |
| 24 | 転換が生じる場合(14) | ①単体 Tier1比率又は連結 Tier1比率が8%を下回った場合 ②実質破綻事由に該当した場合 |
| 25 | 転換の範囲(15) | 項番24①の場合:全部転換又は一部転換 項番24②の場合:常に全部転換 |
| 26 | 転換の比率(16) | 劣後ローン 100円当たり,普通出資(後配出資)1口 |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無(17) | 項番24①の場合:完全裁量 項番24②の場合:裁量なし |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | 普通出資(後配出資) |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | 農林中央金庫 |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無(18) | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合(19) | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲(20) | — |
| 33 | 元本回復特約の有無(21) | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち,最も劣後の内容を有するものの名称又は種類(22) | 期限付劣後債 |
| 36 | 非充足資本要件の有無(23) | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容(24) | — |

<契約内容の詳細>

・任意償還に係る特約(項番14から16)

実質破綻事由又は劣後事由(破産の場合,民事再生の場合,日本法以外による倒産手続の場合)が発生・継続している場合を除き,主務省の事前承認が得られた場合に,1か月前までの事前通知により償還可能。

・実質破綻事由の定義(項番24)

a. 主務省が,農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号。その後の改正を含む。)第97条第1項に定める危機対応措置を実施しなければ本邦又は農林中央金庫が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあり,貯金等の払戻しをすることができないと認めた場合。

b. 主務省が,上記aの事由と同等若しくはこれに類する事由があると認めた場合。

・転換の範囲(項番25)

a. 全部転換又は一部転換(単体Tier1比率又は連結Tier1比率が8%を下回った場合)

その時点において残存する本契約に基づく借入金元金のうち,農林中央金庫が任意で決定する全部又は一部の金額を100円で除した口数(任意転換口数)を普通出資(後配出資)に転換。

b. 常に全部転換(実質破綻事由に該当した場合)

その時点において残存する本契約に基づく借入金元金の全部を100円で除した口数(転換口数)を普通出資(後配出資)に転換。

自己資本調達手段に関する契約内容の概要および詳細

【期限付劣後ローン】②発行日：平成27年9月29日

| | | |
|----|---|---|
| 1 | 発行者 | 農林中央金庫 |
| 2 | 識別のために付された番号, 記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 農林中央金庫法 |
| | 規制上の取扱い(1) | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本に係る基礎項目の額 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本に係る基礎項目の額 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者(2) | 農林中央金庫 |
| 7 | 銘柄, 名称又は種類 | 期限付劣後ローン |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3) | |
| | 連結自己資本比率 | 22,775百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 22,775百万円 |
| 9 | 額面金額(4) | 22,775百万円 |
| 10 | 表示される科目の区分(5) | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日(6) | 平成27年9月29日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成37年9月29日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額(7) | 平成32年9月の利息支払日 全部又は一部 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8) | 資本欠格事由及び税務事由の場合, 主務省の事前承認を得たうえで, 全部又は一部 |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9) | 平成33年3月以降の利息支払日 全部又は一部 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別(10) | 変動 |
| 18 | 配当率又は利率(11) | 6M 円Libor+5.00% |
| 19 | 配当等停止条項の有無(12) | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13) | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |

| | | |
|----|---|---|
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | あり |
| 24 | 転換が生じる場合(14) | ①単体 Tier1比率又は連結 Tier1比率が8%を下回った場合 ②実質破綻事由に該当した場合 |
| 25 | 転換の範囲(15) | 項番24①の場合:全部転換又は一部転換 項番24②の場合:常に全部転換 |
| 26 | 転換の比率(16) | 劣後ローン 100円当たり,普通出資(後配出資)1口 |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無(17) | 項番24①の場合:完全裁量 項番24②の場合:裁量なし |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | 普通出資(後配出資) |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | 農林中央金庫 |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無(18) | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合(19) | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲(20) | — |
| 33 | 元本回復特約の有無(21) | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち,最も劣後の内容を有するものの名称又は種類(22) | 期限付劣後債 |
| 36 | 非充足資本要件の有無(23) | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容(24) | — |

<契約内容の詳細>

・任意償還に係る特約(項番14から16)

実質破綻事由又は劣後事由(破産の場合,民事再生の場合,日本法以外による倒産手続の場合)が発生・継続している場合を除き,主務省の事前承認が得られた場合に,1か月前までの事前通知により償還可能。

・実質破綻事由の定義(項番24)

a. 主務省が,農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号。その後の改正を含む。)第97条第1項に定める危機対応措置を実施しなければ本邦又は農林中央金庫が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあり,貯金等の払戻しをすることができないと認めた場合。

b. 主務省が,上記aの事由と同等若しくはこれに類する事由があると認めた場合。

・転換の範囲(項番25)

a. 全部転換又は一部転換(単体Tier1比率又は連結Tier1比率が8%を下回った場合)

その時点において残存する本契約に基づく借入金元金のうち,農林中央金庫が任意で決定する全部又は一部の金額を100円で除した口数(任意転換口数)を普通出資(後配出資)に転換。

b. 常に全部転換(実質破綻事由に該当した場合)

その時点において残存する本契約に基づく借入金元金の全部を100円で除した口数(転換口数)を普通出資(後配出資)に転換。

自己資本調達手段に関する契約内容の概要および詳細

【期限付劣後ローン】③発行日：平成27年12月29日

| | | |
|----|---|---|
| 1 | 発行者 | 農林中央金庫 |
| 2 | 識別のために付された番号, 記号その他の符号 | — |
| 3 | 準拠法 | 農林中央金庫法 |
| | 規制上の取扱い(1) | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本に係る基礎項目の額 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2資本に係る基礎項目の額 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者(2) | 農林中央金庫 |
| 7 | 銘柄, 名称又は種類 | 期限付劣後ローン |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3) | |
| | 連結自己資本比率 | 4,914百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 4,914百万円 |
| 9 | 額面金額(4) | 4,914百万円 |
| 10 | 表示される科目の区分(5) | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日(6) | 平成27年12月29日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成37年12月29日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額(7) | 平成33年3月の利息支払日 全部又は一部 |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8) | 資本欠格事由及び税務事由の場合, 主務省の事前承認を得たうえで, 全部又は一部 |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9) | 平成33年9月以降の利息支払日 全部又は一部 |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別(10) | 変動 |
| 18 | 配当率又は利率(11) | 6M 円Libor+5.00% |
| 19 | 配当等停止条項の有無(12) | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13) | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |

| | | |
|----|--|---|
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | あり |
| 24 | 転換が生じる場合(14) | ①単体 Tier1比率又は連結 Tier1比率が8%を下回った場合 ②実質破綻事由に該当した場合 |
| 25 | 転換の範囲(15) | 項番24①の場合:全部転換又は一部転換 項番24②の場合:常に全部転換 |
| 26 | 転換の比率(16) | 劣後ローン 100 円当たり, 普通出資(後配出資) 1口 |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無(17) | 項番 24①の場合:完全裁量 項番 24②の場合:裁量なし |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | 普通出資(後配出資) |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | 農林中央金庫 |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無(18) | なし |
| 31 | 元本の削減が生じる場合(19) | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲(20) | — |
| 33 | 元本回復特約の有無(21) | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち, 最も劣後の内容を有するものの名称又は種類(22) | 期限付劣後債 |
| 36 | 非充足資本要件の有無(23) | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容(24) | — |

< 契約内容の詳細 >

・任意償還に係る特約(項番14から16)

実質破綻事由又は劣後事由(破産の場合, 民事再生の場合, 日本法以外による倒産手続の場合)が発生・継続している場合を除き, 主務省の事前承認が得られた場合に, 1か月前までの事前通知により償還可能。

・実質破綻事由の定義(項番24)

a. 主務省が, 農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号。その後の改正を含む。)第97条第1項に定める危機対応措置を実施しなければ本邦又は農林中央金庫が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあり, 貯金等の払戻しをすることができないと認めた場合。

b. 主務省が, 上記aの事由と同等若しくはこれに類する事由があると認めた場合。

・転換の範囲(項番25)

a. 全部転換又は一部転換(単体Tier1比率又は連結Tier1比率が8%を下回った場合)

その時点において残存する本契約に基づく借入金元金のうち, 農林中央金庫が任意で決定する全部又は一部の金額を100円で除した口数(任意転換口数)を普通出資(後配出資)に転換。

b. 常に全部転換(実質破綻事由に該当した場合)

その時点において残存する本契約に基づく借入金元金の全部を100円で除した口数(転換口数)を普通出資(後配出資)に転換。